

福介第900号
令和8年3月10日

各関係介護サービス事業所
各関係介護保険施設 } 運営法人代表者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局長

静岡県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱
の制定について（通知）

このことについて、別添のとおり実施要綱が定められたので、通知します。

担 当 介護保険課施設整備班
電話番号 054-221-2862

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業を実施する場合において、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- (1) この要綱において、「介護事業所等」（以下「事業所等」という。）とは、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月10日付け福介第899号静岡県健康福祉部長通知）（以下「交付要綱」という。）の第3に定める別表1及び別表2に掲げる事業所・施設で、静岡県内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「定員」とは、令和7年4月1日現在において、管轄する自治体に届け出ている入所定員数をいう。ただし、令和7年4月1日以降に開設した施設等は、知事が状況を確認した上で判断する。

第3 事業内容及び補助対象経費

1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助するものであり、補助対象経費は、以下のアからカに掲げるものとする。

- ア 有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費（車両用の燃料費は除く）
- イ ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
- ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費
- エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費
- オ 録音・録画機器、啓発グッズ、無線SOSボタン等カスタマーハラスメントを防止するために必要な物品等の購入等経費
- カ その他困難な事態下に介護サービスを継続するために必要と認められる経費

(2) 災害備蓄等への対応

事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助するものであり、補助対象経費は、以下のアからオに掲げるものとする。

- ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

物価上昇といった厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対し補助する。

第4 補助対象外経費

- ア 介護報酬及び他の補助金等で措置されている経費
- イ 取得価格が単価30万円以上の備品等の購入経費（経費の一部に充当する場合も含む）
- ウ 消費税及び地方消費税
- エ 車両用燃料費

第5 留意事項

(1) 補助の申請手続

- ア 経費の助成を受けようとする事業所等を運営する法人等は、知事に対してその旨の申請を行う。
- イ 複数の事業所等を運営する法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての事業所等の申請額を取りまとめて、一括して知事に申請するものとする。
- ウ 見積書、領収書、レシートなどの根拠資料は、事業所等において適切に保管し、知事からの求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。また、補助事業に係る帳簿及び証拠資料等は、交付確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) その他

- ア 対象事業所・施設については、申請時において、指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。
- イ 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均値によるものとする。
- ウ 各介護予防サービスは補助対象に含まない。
- エ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当た

っての利用者数に含まない。

オ この要綱の施行にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。